

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年2月9日

厚生労働省

障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和7年12月18日（木）から令和8年1月17日（土）まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	指定医発行の診断書の電子化（精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療制度）まで対応されないと何のための電子化なのかとなってしまいます。地方自治体での手続きも同様に電子化されておられません。 そちらまでご対応早期に何卒よろしくお願いいたします。	ご意見として承ります。
2	指定医のあたる判断の重大性に鑑みてまたなりすましなりを防ぐ登録項目がないか？検討が必要であると思います。	精神保健指定医の申請に際しては、オンライン申請の場合も含め、本人を確認するために必要な書類を提出いただきます。改正後においても適正な制度運用を図ります。

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。